

令和7年度 障がい者を対象とした石井町職員採用試験案内

令和7年7月1日

石 井 町
〒779-3295
徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1
電話：088-674-1111

この採用試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として、実施するものです。

◎申込受付期間 令和7年7月8日（火曜日）～8月5日（火曜日）

◎第1次試験日 令和7年9月21日（日曜日）

- (1) インターネットによる申込みです。
- (2) 受付期間経過後の申込みは一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (3) 試験会場の変更など試験に関する変更がある場合は、石井町のホームページでお知らせいたします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申込み後は「試験区分」の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務② (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	1名程度	石井町において、一般行政事務に従事します。
土木技師② (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	1名程度	石井町において、土木に関する技術業務に従事します。
保健師② (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	1名程度	石井町において、保健師業務に従事します。
社会福祉士② (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	1名程度	石井町において、社会福祉の知識や技術を活かした業務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

※自力（家族等による送迎を含みます。）により通勤し、かつ、介護者なしに、事務職員として通常の職務を遂行することになります。

2 受験資格

障がい者として①から④のいずれかに該当し、受験する試験区分ごとの資格を満たす者

- ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
- ②都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
- ③児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※各手帳等について第1次試験日までに交付される見込みの者を含みます。また、上記に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合を含む。）は、最終合格後であっても採用されません。

【試験区分ごとの受験資格】

一般事務② (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	昭和62年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
土木技師② (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	昭和62年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ①1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 ②学校教育法に基づく高等学校以上の学校において土木に関する専門課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの者
保健師② (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者又は令和8年春の国家試験により当該免許を取得する見込みの者
社会福祉士② (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者又は令和8年春の国家試験により当該資格を取得する見込みの者

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 石井町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験の日時及び試験場

区 分	試 験 日 時	試 験 場
第 1 次 試 験	令和7年9月21日（日） （1）開場・受付 午前9時00分から （2）試験説明 午前9時45分から （3）試験開始 午前10時00分から	石 井 町 役 場 （徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1） ※受験者及び送迎者の駐車は、末頁記載の駐車場にしてください。
第 2 次 試 験	令和7年10月下旬 （確定試験日時及び試験場は、第1次試験合格者に通知します。）	

※身体上の理由により、車いす、拡大鏡などの使用を希望する（各自で用意してください。）など受験に際して、試験場等に何らかの配慮を必要とされる方は、申込みフォームに入力箇所がありますのでその旨を必ず入力してください。入力のない事項については、試験当日に対応できない場合があります。（内容によっては入力していただいてもご希望に添えない場合もあります。）

4 試験の方法及び内容

区 分	試 験 種 目	時 間	方 法 及 び 内 容
第 1 次 試 験	職務基礎力試験 （ 6 0 題 ）	10時00分から 11時00分まで	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題です。（4肢択一式） ※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。 ※「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
	職務適応性 検 査 （150 項 目）	11時10分から 11時30分まで	公的部門の職員としての職務への適応性をみるため、適性検査を行います。

区 分	試 験 種 目	方 法 及 び 内 容
第 2 次 試 験	作 文 試 験	文章による表現力、課題に対する理解力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
	口 述 試 験	主として人柄、性格等をみるための面接を行います。

5 申込手続

インターネット（申込みフォーム）による申込み

石井町ホームページ内に試験区分ごとの申込みフォームへのリンクを設けますので、必要事項を入力及び画像添付して申し込んでください。

下記のQRコードから申込みフォームへ移動することもできます。



【一般事務②（障がい）】



【土木技師②（障がい）】



【保健師②（障がい）】



【社会福祉士②（障がい）】

申込みフォームの受付期間は令和7年7月8日の8：30から令和7年8月5日の23：59までとなっております。

インターネットの予期せぬトラブル、申込みフォームのメンテナンス等により、受付期間内に申込みを完了できなかった場合等などについて本町は責任を負いませんので、期間に余裕をもって申込みをしていただくことをお勧めします。

申込みフォームの入力については、説明や指示をよく読んで正確な情報を入力してください。

申込み完了後、登録したメールアドレスに申込みフォームから送信される完了メールに受験番号が付番されます。この受験番号は受験当日の受付や合格者の発表等に使用しますので大切に保管してください。

申込み完了後、町で内容の確認を行い、入力内容の不備や確認箇所がある場合は町からメールや電話で連絡しますので対応をしてください。複数回連絡しても確認がとれない場合は、申込みを無効とさせていただきます場合があります。

6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和7年10月上旬に石井町役場前掲示板及び石井町ホームページでおこなうとともに、合格者には文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和7年11月上旬に石井町役場前掲示板及び石井町ホームページでおこなうとともに、合格者には文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として令和8年4月1日以降です。
- (4) 採用された場合の給与は、石井町の給与条例等に基づき支給されます。

8 試験結果の口頭による開示請求について

この試験の結果（第1次試験に限る。）については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人（不合格者に限る。）が、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等）を持参の上、石井町役場総務課まで直接おいでください。

なお、メール、電話、郵送等による請求はできません。

9 その他

- (1) この試験に関することは、石井町役場総務課（電話：088-674-1111
専用メール：saiyoushiken@ishii.i-tokushima.jp）までお問い合わせください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取を行いますから、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りです。（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器は使用できません。）
- (4) 受験者及び送迎者の駐車は、未頁記載の駐車場に（台数に限りあり）するものと
し、交通法規及びマナーの順守に努めてください。
- (5) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに
石井町ホームページでお知らせします。

令和7年7月1日
石 井 町

令和7年度石井町職員採用試験における 受験上の留意事項について

令和7年度石井町職員採用試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

1. マスクの着用等

マスクの着用は個人の判断でお願いします。

咳などの症状がある方にはマスクの着用をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

なお、試験中、写真照合の際には、試験員等の指示に従い、マスクを一時的に外していただく場合があります。

また、携帯用手指消毒用アルコールを持参されても差し支えありませんが、試験時間中は鞆等にしまってください。

2. 試験室の換気

試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。

3. 試験室以外の場所への立ち入り制限

試験当日は、指定された場所以外の場所への立ち入りを禁止します。

4. 体調不良の場合の措置

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を含む）に罹患し、治癒していない方は、当日の受験を控えていただくようお願いします。

なお、このことを理由とした欠席者向けの再試験の実施予定はありません。

5. 休憩時間及び昼食中の留意点

休憩時間及び昼食の際は、密集は避け、会話は控えめにしてください。

6. 水分補給の励行

熱中症対策として、試験時間中の水分補給を認めます。ただし、試験時間中に持ち込める飲料水は無地の水筒又はラベルをはがしたペットボトルとし、あらかじめ机の上に置いてください。

今後、試験に関する情報がありましたら、石井町ホームページにてお知らせしますので、適宜、ご確認ください。

石井町役場位置図



【拡大図】

